

## 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（抄）

### 第2条 用語

この条約の適用上、

- (a) 「組織的な犯罪集団」とは、三人以上の者から成る組織された集団であって、一定の期間存在し、かつ、金銭的利益その他の物質的利益を直接又は間接に得るため一又は二以上の重大な犯罪又はこの条約に従って定められる犯罪を行うことを目的として一体として行動するものをいう。
- (b) 「重大な犯罪」とは、長期四年以上の自由を剥奪する刑又はこれより重い刑を科することができる犯罪を構成する行為をいう。
- (c) ～ (j) (略)

### 第5条 組織的な犯罪集団への参加の犯罪化

1 締約国は、故意に行われた次の行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

(a) 次の一方又は双方の行為（犯罪行為の未遂又は既遂に係る犯罪とは別個の犯罪とする。）

(i) 金銭的利益その他の物質的利益を得ることに直接又は間接に関連する目的のため重大な犯罪を行うことを一又は二以上の者と合意することであって、国内法上求められるときは、その合意の参加者の一人による当該合意の内容を推進するための行為を伴い又は組織的な犯罪集団が関与するもの

(ii) 組織的な犯罪集団の目的及び一般的な犯罪活動又は特定の犯罪を行う意図を認識しながら、次の活動に積極的に参加する行為

a 組織的な犯罪集団の犯罪活動

b 組織的な犯罪集団のその他の活動（当該個人が、自己の参加が当該犯罪集団の目的の達成に寄与を知っているときに限る。）

(b) 組織的な犯罪集団が関与する重大な犯罪の実行を組織し、指示し、ほう助し、教唆し若しくは援助し又はこれについて相談すること。

2・3 (略)

# 共謀罪要件変え新設案

## 「テロ等準備罪」国会に提出検討

安倍政権は、小泉政権が過去3回にわたって国会に提出し、廃案となった「共謀罪」について、適用の対象を絞り、構成要件を加えるなどした新たな法改正案をまとめた。2020年の東京五輪やテロ対策を前面に出す形で、罪名を「テロ等組織犯罪準備罪」に変える。9月に召集される臨時国会での提出を検討している。

▼3面「問題点」

## 対象限定 定義はあいまい

共謀罪は、重大な犯罪を  
実際に実行に移す前に相談  
しただけで処罰するもの  
で、小泉政権が03年、04  
年、05年の計3回、関連法  
案を国会に提出。捜査当局  
の拡大解釈で「市民団体や  
労働組合も処罰対象にな  
る」といった野党や世論か  
らの批判を浴び、いずれも  
廃案になった。

共謀罪は、重大な犯罪を  
実際に実行に移す前に相談  
しただけで処罰するもの  
で、小泉政権が03年、04  
年、05年の計3回、関連法  
案を国会に提出。捜査当局  
の拡大解釈で「市民団体や  
労働組合も処罰対象にな  
る」といった野党や世論か  
らの批判を浴び、いずれも  
廃案になった。

過去に共謀罪法案では、  
適用対象を単に「団体」と  
していたが、今回は「組織  
的犯罪集団」に限定。「目  
的が4年以上の懲役・禁錮  
の罪を実行することにある  
団体」と定義した。テロ組  
織や暴力団、人身取引組  
織、振り込め詐欺集団など  
を想定している。

過去の法案では、犯罪を  
行うことで合意する「共  
謀」だけで罪に問われてい  
た。今回は共謀という言葉  
を使わずに「2人以上で計  
画」と置き換えたり、  
計画した誰かが、「犯罪の  
実行のための資金または物  
品の取得その他の準備行為  
」を行うことを構成要件  
に加えた。武器調達のため  
にパンフレットを集めるな  
どの行為を想定している。

共謀罪に対しては、一般  
の会社の同僚らが居酒屋で  
「上司を殺してやる」と意  
気投合しただけで処罰され  
るといった批判があった。  
今回は犯罪の構成要件を厳  
しくすることで、こうした  
批判を避ける狙いがある。  
ただ、「組織的犯罪集団」  
や「準備行為」などの言葉  
は定義があいまいで、捜査  
当局によって解釈が拡大さ  
れる可能性は残る。

また、対象になる罪は法  
定刑が4年以上の懲役・禁  
錮の罪とし、その数は60  
0を超えることとされる。道  
路交通法や公職選挙法にも  
適用されることになり、対  
象範囲が広いことも議論を  
呼びそつた。

「テロ等組織犯罪準備罪」  
の罰則は、死刑や無期、10  
年を超える罪に適用する場  
合は5年以下、4年以上10  
年以下の罪には2年以下の  
懲役・禁錮とした。

(久木良太)

# 「共謀罪」新設案 問題点は

安倍政権が捜査当局の悲願だった「共謀罪」について、大勝した参院選直後を狙って衣替えし、4度目の挑戦となる法案提出をめぐることになった。「組織犯罪」や「テロ」という名称を使うことで、東京五輪を控えたテロ対策のための法案であることを強調する構えだが、問題点は数多い。

## 当局の解釈で対象拡大も 適用「組織的犯罪集団」に

「共謀罪」という名称が「組織的犯罪集団」に限定されるべきという名前が盛り込まれ、「概念がどんどん拡大する」「入構問題」と批判された。長い名前に加え、テロリストを捕まえるための法律であることを明確にする。

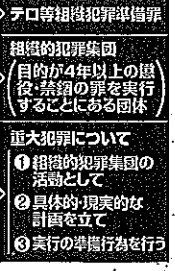
## 何が該当 基準は不明確 要件に「準備行為」を追加

犯罪として成立する構成要件についても、今回の政府案は「犯罪を遂行する準備行為」が追加された。この「準備行為」が追加されたことで、犯罪の遂行の準備段階でも適用されることになる。また、今回の案では「犯罪の遂行」が「犯罪の遂行の準備行為」として扱われることになる。

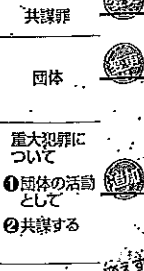
## 対象の罪種 600超か

対象となる罪について、共謀罪の対象としたのは「4年以上の懲役・禁錮」を掲げ、罪種は600を超えると見られる。過去の国会審議で民主・参議院で国際的な犯罪に限定して、約800に絞り込むよう主張、自民法務部は、内閣府が高水準を維持しているからと、威力がある今のうちに「一気に成立させるしかない」「自民法務部」の算段が高いという見方もある。

### 今回の政府案



### 2003年提出の政府案



4年以上の懲役・禁錮の刑が定められている犯罪=600超(殺人、窃盗、道路交通法、公取選挙法...)

### 対象 制限的になるか疑問

日本弁護士連合会共謀罪法案対策本部副部長の海渡雄一弁護士の話、共謀罪を新設する理由として、テロ対策のために国際組織犯罪防止条約を締結する必要があるとしているが、もともとこの条約はマフィアなどの犯罪集団の取り締まりが目的であり、テロ対策が目的ではない。条約締結は反対しないが、現在の日本の法制度を前提にすることで対応は可能だ。新たに提出される法案では適用対象の団体を限定するとされているが、本当に制限的な定義になるか疑問だ。また、組織犯罪とは関係のない罪も多く、600を超える罪が対象となる必要があるとは認めがたい。法案には反対だ。

## 過去3回批判強く廃案 東京五輪のテロ対策 前面

共謀罪を新設する議論が始まった背景には、国境を越える犯罪を防ぐため、00年に国連総会で採択された「国際組織犯罪防止条約」がある。日本も署名し、国会は03年に承認したが、条約を締結するには共謀罪を含む国内法の整備が必要。小泉政権が03、04、05年と3回、共謀罪を新設する組織的犯罪処罰改正案を国会に提出したが、批判が強くなり、いずれも衆議院で廃案になり、条約は締結できていない。今年6月時点

## 世界にテロの脅威が格段に高まり、日本人も巻き込まれるケースが増えている。五輪を控えて、テロへの不安が身近になるなかで、国民の理解を得られず、この風潮もあつた。

世界にテロの脅威が格段に高まり、日本人も巻き込まれるケースが増えている。五輪を控えて、テロへの不安が身近になるなかで、国民の理解を得られず、この風潮もあつた。また、7月の参院選で自民党は公約で共謀罪には直接触れていない。「治安・テロ対策」として「国内の法制のあり方について検討を不断に進め」と前記しているだけで、野党などからの批判は免れない。衆議院で単独過半数を確保

|        |                  |
|--------|------------------|
| 原議保存期間 | 1年(平成30年3月31日まで) |
| 有効期間   | 二種(平成30年3月31日まで) |

警視庁刑事部長 殿  
各道府県警察本部長  
(参考送付)

警察庁丁刑企発第97号  
平成28年8月26日  
警察庁刑事局刑事企画課長

庁内関係各課長  
警察大学校長  
各管区警察局広域調整担当部長

### 捜査用カメラの適正な使用の徹底について(通達)

今般、大分県警察において、警察署の捜査員らが、証拠を採取するためのビデオカメラの設置等を目的として、他人の管理する敷地に承諾を得ないで繰り返し立ち入り、建造物侵入の罪で検挙されるという事案が発生した。

これは、警察捜査に対する国民の信頼を著しく損なうものであり、各都道府県警察にあっては、下記に留意し、捜査活動のために用いるビデオカメラ(以下「捜査用カメラ」という。)の適正な使用を徹底するとともに、不断の指導教養を実施されたい。

#### 記

#### 1 任意捜査としての許容性の確認の徹底

捜査用カメラによる被疑者の撮影・録画(以下「撮影等」という。)は、その捜査目的を達成するため、必要な範囲において、かつ、相当な方法によって行われる場合に限り任意捜査として許される。

捜査幹部は、捜査用カメラを用いて撮影等しようとするときは、当該場所の性質、撮影等の具体的目的(現行犯の立証、既に行われた犯罪の犯人の特定等)、撮影等の必要性(事件の重大性、嫌疑の程度等)及び撮影方法の相当性(第三者が撮影対象に含まれるか否か等)について、対象事件の具体的状況に即して可能な限り子細に検討した上で実施するとともに、撮影等の継続の必要性についても随時検討すること。

#### 2 捜査用カメラ設置箇所等の確認等

捜査用カメラを特定の位置に固定して撮影等しようとする場合には、その設置箇所はもとより、設置等のため立ち入る必要のある土地又は建物の管理者を確実に確認し、捜査の秘匿に留意の上、捜査用カメラの設置又は土地等への立入について当該管理者の承諾を得ること。

#### 3 捜査幹部による具体的な捜査指揮

捜査幹部は、上記1及び2について、捜査員の報告のみに基づき捜査指揮することなく、自らが捜査報告書、図面その他の資料を点検し、十分に検討の上、具体的な捜査指揮を行うこと。

# 法教育の概要

## 法教育とは

法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育をいう

## 法教育が指すもの

- 様々な人たちが社会の中でお互いを尊重しながら共に生きていく上で、法やルールが不可欠なものであることを理解させ、多面的・多角的な課題につき、自ら考え、自らの意見を主体的に述べるとともに、他人の主張を公平に理解し、多様な意見を調整して合意を形成したり、法やルールにのっとった適正な解決を図ったりすることのできる資質や能力を養う。

⇒ 自由で公正な社会を支える法的なものの考え方を育てる

## 法教育の主な内容

- ルールをどのようにつくるのか、ルールに基づき、どのように紛争を解決していくのか、学習させる
- 日常生活における身近な問題を題材に合意形成のルールを理解させる
- 法の基礎にある基本的価値について理解を深めさせる
- 司法や裁判の特質について、実感を持って学ばせる

⇒ 子どもの成長・発達に応じた、小・中・高等学校を通じた法教育

## 法教育の学習指導要領における位置付け

※小学校は平成23年度、中学校は平成24年度から全面实施、高等学校は平成25年度の入学生から実施

### 小学校

- 「社会科」
  - ・ 社会生活を営む上で大切な法やきまり(第3学年、第4学年)
  - ・ 国民の司法参加(第6学年)
- 「道徳科」(平成30年度から実施)<sup>(注)</sup>
  - ・ 約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にする(第1学年、第2学年)
  - ・ 約束や社会のきまりの意義を理解し、それらを守る(第3学年、第4学年)
  - ・ 法やきまりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権利を大切に、義務を果たす(第5学年、第6学年)

### 中学校

- 「社会科」
  - ・ 裁判員制度
  - ・ 契約の重要性
- 「道徳科」(平成31年度から実施)<sup>(注)</sup>

法やきまりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考え、自他の権利を大切に、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努める

### 高等学校

- 「公民科」
  - ・ 現代社会について法など多様な角度から理解させる
  - ・ 法の支配と法や規範の意義及び役割
  - ・ 司法制度の在り方
  - ・ 法に関する基本的な見方や考え方
  - ・ 裁判員制度
  - ・ 経済活動を支える私法に関する基本的な考え方

### 小・中・高等学校「特別活動」

意見をまとめるなどの話し合い活動や自分たちできまりをつくって守る活動(学級・ホームルーム活動、児童会・生徒会活動)



法教育マスコットキャラクター「ホウリス君」

(注) 現行の道徳においても、法やきまりの意義等について指導するようになっている。